

道路に関する禁止行為と

罰則について

道路局路政課

合同庁舎四号館の裏口玄関を出ると、初夏の朝焼けが、真新しい文部科学省のツインタワーを真っ赤に染めている。眩しい、つい目を細める。コンクリートに冷やされた人工的な空気をして風、小鳥たちのさえずり。それ以外のものはそこにはない。午前五時。内閣法制局での審査を終えた路政課補佐のミゾロギと係員のシンイチは、路政課への帰路につく。坂の上にさしかかると、ミゾロギが立ち止まった。

「補佐、どうされました。」

ミゾロギの目は遠くを見つめている。そこから、国会議事堂の尖塔が見える。が、もっと先を見つめているようだ。上着のポケットからたばこを出し、おもむろに火を付ける。ミゾロギは動かない。

「すいーとれもん」だったかな。その日の朝のこととを思い出したんだ。」

たばこの煙がミゾロギの顔をおおう。おもむろにミゾロギは語り始めた。

「そのホテルにも国会議事堂の絵があった。玄関のドアの内側に。そのときは何の意味もない絵だったんだけどな。そんな絵に何の意味もない絵だが。かれこれ一〇年前にもなるか。あのときも静かな朝だった。」

ミゾロギは続ける。

「オレが現場にいた頃のこと。道路パトロール中に国道にガソリンが流出しているのを見つけたんだ。明らかに自動車から漏れたものだったんだが、それを追っていくと、『すいーとれもん』にたどり着いた。」

たばこの灰が風でばらばらと落ちた。

その国道沿いのホテルには、自動車二台しかとまっていなかった。ガソリンが漏れているのはあきらかに真っ赤なスポーツカータイプの自動車だ

ったよ。よもや疑いがなかったから、管理室に行つて聞いた。

管理人は、しわの深い中年の女性で、それ以上の印象はなかった。

「申し訳ない。名古屋国道事務所のミゾロギですが、この車の持ち主に会うことはできますか。」

「そのしわの中年は、怪訝そうな顔をしながらも要件を聞き終えると、赤いスポーツカーの持ち主は女性で、一人で部屋にいらつたことを伝えた。そんなことをする権限はないことはわかつていたが、オレはその部屋に向かつた。」

「ちよつと待つて下さい。補佐は部屋にまで行つたんですか。」

「そうだ。そしてトビラを開くと、ベッドの上には女が座つていた。最初、女は薄いベールにつつまれたような印象だったんだが、近づくにつれわかつたことは、その女が美人だということだ。どことなくぼんやりとした印象だったのは、彼女のその切れ長の目に限りなく深い憂いがあったからだった。」

「ヒナコ」と静かに彼女は名乗つた。しかしオレは問いつめるように言つた。あなたは道路法第四十三条第一号に違反しています。すなわち、『みだりに道路を汚損すること』をしましたね。道路法第七十一条第一項の規定により、私は、あなたにそれらのガソリンを撤去することを命じます。」

「ヒナコは何のことか全くわからない様子で、こちらを見つめた。吸い込まれそうになるような視線を浴びてつい目をそらしたくなったが、オレは続けた。あなたの車からガソリンが漏れてたんですよ。それが道路上に散乱している。あなたは、同法第百条第三号によって、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処せられることにもなりません。ただ、まあもう既に、道路管理者が現場で清掃しているはずだがね。なにしろ道路法第四十二条では、道路管理者が常時良好な状態を保つように維持・修繕しなければならないということになっているからな。」

「ヒナコは、ひどく混乱していた。そしてその鈴をころがすような声で、全てを明かした。なぜホテルに一人でいるのか。赤いスポーツカーのこと。こういうことだ。ヒナコは夫から暴力を受けていた。いわゆるDVってやつだ。最初は優しくかったようだが、外で働くヒナコが遅い時間に帰ってくるのが許せなかった。独占欲の強い男のようだ。実際ヒナコの腕の付け根にはアザがあった。」

ミゾロギは二本目のたばこに火をつける。「でも、このままでと道路法百条第三号によって罰せられることになる。一緒に清掃に行こう。オレは言った。しかし、ヒナコは一向に動かない。そして言った。」

「車を壊したのは私じゃない。やったのは夫。私

は殺されかけたのよ。」

「そこまで言って、ヒナコは突然、崩れるように泣いた。オレの胸で。シンイチ。これが何を意味しているかわかるか。」

「二人は恋に落ちたんですか。」

「いや、そうじゃない。それは今は重要なことではない。ヒナコの道路法第四十三条違反は、過失だったってことだ。ヒナコは故意にはやっていない。ガソリン漏れには、気づいてなかったんだ。故意と過失の違いはわかるよな。」

「ええ、「故意」とは、一定の事実を認識していることをいい、「過失」とは、一定の事実を認識すべきであるにもかかわらず、不注意によってその認識を全く欠くことをいいます。法律用語としてはこういう整理ができます。もともと、正確にいうと、この場合は「認識なき過失」といわれます。」

「そのとおりだ。そして、ガソリンが漏れていたことに関して認識がないヒナコは過失犯であることが推定される。そうすると、道路法第百条第三号が過失犯をも罰する規定かと言うことになる。だからオレは言った。お前は悪くない。道路法の第八章においても、刑法総則の適用はある。安心しろ。つまり、刑法第三十八条第一項の規定にあるとおり、「法律に特別の定めがある場合」にのみお前は罰せられるのであって、道路法第百条第三号には、それがない。つまりお前は道路法百条

第三号によっては罰せられない。」

二本目のたばこを携帯灰皿にしまうと、溜息混じりにミゾロギは続ける。

「ヒナコはひどく取り乱していたよ。突然オレがきて道路法の話始める。そして罰則の話、結局は適用なしだ。罰則の適用がないということに安堵したのか、ヒナコは泣きやんだ。オレのワイシャツはヒナコの涙でぬれていた。「ごめんさい。」とヒナコは言った。「いいんだ。」とオレは言った。「ガソリンを拭きに行くよりも、お前の涙を拭くことがオレの仕事だ。」とオレは言った。」

ミゾロギは大きくたばこをはき出した。あたりはまだ一日の始まりのどばりが見え始めた頃合いだ。静かだ。

「しかし、補佐、行政犯は…。」

「そうだ、シンイチ。お前の言いたいことはわかっている。行政犯は、判例によると、法文に過失犯を罰する旨の明文の規定がなくても過失犯をも罰する趣旨である場合があるんだろ。でも考えてみろ、そんなことをそのとき、ヒナコに言ってしまう。道路法とそして道路法の解釈で振り回すオレにも不信感が芽生えるだろう。だから、もうそこまでにしてやったんだ。いずれにしても、道路法第四十三条については、判例に照らしても過失犯を罰する趣旨であるとは言えないからな。」

言い終えると、ミゾロギは歩き始めた。シンイチ

チもそれに続く。

「その後ヒナコさんはどうなったんですか。」

「俺たちはその夜、一つになった。そして朝を迎えた。その朝、ヒナコは新たな巢立ちをした。その日の朝も薄いピンク色のライトで染まる部屋の国会議事堂の絵が朝日で染まっていたよ。そして…。」

外務省裏の信号機で二人は立ち止まった。

「ですが、補佐、そんなことって…、許されるのでしょうか…。」

「オレの行動が過ちだったと責められるやつはいない。道路法を武器にたぶらかしたわけではない。なぜなら、俺たちは、今は一緒に住んでいる。その後、オレたちは結婚したんだ。」

「それがきっかけでヒナコさんが補佐と『コイ』に落ちたわけですか。」

「そうだ、だからオレの行動に結果的には『過失』はない。」

信号が青になる。黒塗りのクラウンが一台交差点を通過した。今日も霞ヶ関の一日が始まった。

◆ 今回のまとめ ◆

Q 道路上にガソリン等をまき散らす行為は、道路法第四十三条の禁止行為に該当するか。

A みだりに道路を汚損するものとして、該当する。

Q 道路法第百条第三号は、過失犯をも罰する規定か。

A 道路法第八章についても刑法総則の規定の適用はあるため、刑法第三十八条第一項により、道路法第百条第三号にも「法律に特別の定めがない」ため過失犯を処罰することにはならない。故意犯のみを罰することになる。

Q 行政刑罰については、過失犯を処すに際し、必ずしも特別の明文規定を要しないという判例（大判大正六年五月十七日）があるが、これと道路法第百条第三号との関係はどうか。

A 当該判例においても述べられているとおり、単に行政法規の目的精神から推論しようという理由からだけでは許されず、その趣旨が「規定上」「条文上」認められるものであることが必要とされる。この

点、道路法第四十三条については、過失犯を処罰することがこれらに照らし、妥当であるとはいえない。

Q 道路管理者は自らガソリンの除去をできるか。その場合の費用負担はどうか。

A 道路管理者は、道路法第四十二条により、その管理する道路について、「常時良好な状態に保つよう維持・修繕」しなければならぬこととされており、当該汚損物質について放置することはできない。道路管理者が費用を負担した場合は、道路管理者は同法第五十八条の規定に基づき、原因者に当該費用の負担をさせることができる。

Q それでは、道路管理者は、ガソリンの道路上からの除去を、原因者に命じることはできるか。

A 当該行為は道路法第四十三条に違反しており、同法第七十一条第一項第一号に該当するため、同項の規定により、これを原状回復することを、原因者に命じることができる。